

管路施設調査共通仕様書

令和3年1月

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という）は、市川市（以下「委託者」という）が管理する下水道施設内の調査の共通仕様書を示すもので、これによりがたい場合又はこれに記載のないものについては、別に指示する特記仕様書・設計図書によるものとする。
- (2) 共通仕様書、特記仕様書及び図面（以下、「設計図書」という）に疑義が生じた場合は、委託者と受託者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

- (1) 調査に伴って得られた資料及び成果は委託者の所有とする。また、調査の成果等は、委託者の承諾無しに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、市川市をいう。
- (2) 「受託者」とは、設計業務等の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、統括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
- (4) 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、委託者が検査を行う者として定めた者をいう。
- (5) 「現場代理人」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「主任技術者」とは調査が適切に行われるよう、現場において技術上の管理を行う者を言う。
- (7) 「作業主任者」とは労働安全衛生法及び関連法令に定められた労働災害を防止するための管理を行う者をいう。
- (8) 「調査員」とは主任技術者の指揮のもと、調査に従事する者を言う。
- (9) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び技術提案書をいう。
- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (12) 「共通仕様書」とは、業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (13) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14) 「数量統括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (15) 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、委託者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
- (16) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。

- (17) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面、委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (18) 「指示」とは、監督職員が受託者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (19) 「請求」とは、委託者若しくは受託者が契約内容の履行又は変更に関して、相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- (20) 「通知」とは、委託者若しくは監督職員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「報告」とは、受託者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関し、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (23) 「承諾」とは、受託者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (24) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (25) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (26) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (27) 「提出」とは、受託者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面その他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (28) 「書面」とは、手書き、印刷その他の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
- なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (29) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- (30) 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために現場代理人と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (31) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (32) 「協力者」とは、受託者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (33) 「使用人等」とは、協力者又は受託者の代理人、使用人その他これに準ずるものをいう。

3. 監督職員

- (1) 委託者は、管路施設調査等における監督職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾及び協議等の職務を行うものとする。
- (3) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、監督職員が緊急を要する場合、受託者に対し口頭による指示等を行ったとき、受託者はその指示等に従うものとする。(監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。)

4. 現場代理人

- (1) 受託者は、管路施設調査等における現場代理人を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 現場代理人は、契約図書等に基づき、業務の契約行為のほか、業務の全般の管理を行うものとする。
- (3) 現場代理人は、業務の精通し、現地作業が設計図書と異なり作業が困難な場合は、その旨を監督職員へ直ちに報告しなければならないものとする。

5. 主任技術者

- (1) 受託者は、調査業務等における主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 主任技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

6. 作業主任者

- (1) 受託者は、労働安全衛生法第14条に規定する作業主任者を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 作業主任者は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習を修了した者とする。
- (3) 作業主任者は酸素欠乏・硫化水素が発生する恐れがある場所での作業を行う際は、現場に常駐し、調査に従事する調査員への指揮のほか、機械・安全装置の点検、器具・工具等の使用状況の監視等も行うものとする。

7. 調査員

- (1) 調査員は主任技術者の指揮もと、調査に従事するものとする。
- (2) 調査員は酸素欠乏・硫化水素が発生する恐れがある場所での調査を行う際は、作業主任者の指揮のもと、調査を行うものとする。

8. 法令等の遵守

- (1) 受託者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに委託者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
 - 1. 労働基準法及び同法関連法規
 - 2. 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
 - 3. 消防法及び同法関連法規
 - 4. 緊急失業対策法及び同法関連法規
 - 5. 建設業法及び同法関連法規
 - 6. 建築基準法及び同法関連法規
 - 7. 港湾法及び同法関連法規
 - 8. 毒物及び劇物取締法及び同法関連法規
 - 9. 道路法及び同法関連法規
 - 10. 下水道法及び同法関連法規
 - 11. 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
 - 12. 道路交通法及び同法関連法規

13. 河川法及び同法関連法規
 14. 電気事業法及び同法関連法規
 15. 公害対策基本法及び同法関連法規
 16. 騒音規制法及び同法関連法規
 17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
 18. 水質汚濁防止法及び同法関連法規
 19. 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規
 20. 労働安全衛生法及び同法関連法規
 21. 振動規制法及び同法関連法規
 22. 市川市環境保全条例及び同施行規則
- (2) 受託者は当該の設計図書の内容が(1)の諸法令に照らし、不適當又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求めること。
- (3) 使用人に対する災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。諸法令等の運用、適用は、受託者の負担と責任の元で行うこと。なお、建設業退職者共済組合及び建設労補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。

9. 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。
1. 着手届
 2. 現場代理人及び主任技術者等選任届（保有者等を証明する書類を添付すること）
 3. 工程表
 4. 計画書
 - ①業務概要 ②実施工程表 ③案内図・位置図 ④作業方法 ⑤主要機械 ⑥主要資材
 - ⑦調査管理（工程管理・写真管理） ⑧現場組織 ⑨緊急時の体制 ⑩仮設備 ⑪交通管理
 - ⑫安全管理 ⑬環境対策 ⑭再生資源の利用の促進 ⑮公官庁に対する届出
 - ⑯その他（酸素欠乏・流下水素作業主任者技能講習修了書の写し、判定基準表、調査票の見本、お知らせ文、使用車両、車検証の写し、収集運搬許可証の写し）
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 調査が完了した時は、速やかに次の書類を提出すること。
1. 完了届
 2. 納品書
 3. 請求書
 4. 報告書一式 2部
 5. 調査記録写真 2部
 6. 作業日報 2部
 7. 汚泥処理伝票 2部
 8. 交通誘導警備日報 2部
 9. 調査記録DVD 2部

10. 業務打合せ記録簿 2部

- (4) 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

10. 官公署への手続き

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または、許可申請を行い、その許可を受けること。

11. 現場体制

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに現場代理人、並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業技能講習を終了した作業主任者を現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受託者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (4) 受託者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。又一部下請を使う場合は施工体制台帳の作成を作成し、提出すること。

12. 地先住民等との協調

- (1) 受託者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協調を得ること。
- (2) 受託者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果を速やかに報告すること。
- (3) 受託者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、受託者がその責任を負うこと。

13. 損害賠償及び補償について

- (1) 受託者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧すること。
- (2) 受託者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

14. 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。

- (3) 受託者は、毎月末、調査の出来高報告書により、調査の進捗状況を監督職員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれない日（祝日、休日等）に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容、調査時間について、監督職員の承諾を得ること。

15. 調査記録写真

受託者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、調査完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、調査記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

- (1) 撮影は、調査延長 1,000m 程度に対して、1 箇所の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督職員が指定する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受託者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (4) 写真は、カラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。但し、デジタルカメラで撮影した場合、CD 納品の他に A4 用紙に印刷した物も報告書に添付すること。その場合、1 枚の用紙に 6 枚程度の写真を縮小印刷したものでもよい。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講ずること。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受託者は、調査に従事するものに対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具のその他の設備は常時点検して、調査に従事するものの安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 調査中は、酸素欠乏空気及び有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受託者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、請負者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに委託者に届け出ること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受託者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラー等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切が必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、調査中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れのある場合は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受託者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び市川市環境保全条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

- (5) 受託者は監督職員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督職員が事故防止危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了時は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査計画書

受託者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（テレビカメラ、ビデオカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程表等）
- ④ 安全計画（保守対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他の監督職員の指示する事項

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、安全な整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) テレビカメラによる調査

- ① 調査にあたっては、あらかじめ、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- ② 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
- ③ 本管の調査にあたっては、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口等に十分注意しながら、全区間撮影（カラー）し、DVDに収録すること。異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し鮮明な画像をDVDに収録すること。
- ④ 本管内の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- ⑤ 取付管部の異常箇所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- ⑥ 管内に異常が発見された場合は、DVD等とは別に、モニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を得なければならない。
- ⑦ 調査区域内のマンホール調査項目は、内径 800mm 未満の目視調査内容によること。

(5) 目視による調査

①内径 800mm 以上

調査する場合は、本管内に調査員が入り、管路の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、コンクリートの腐

食、足掛金物の欠損本数、蓋の摩耗度、蓋のがたつきの有無、副管の状況等の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常箇所の位置表示は上流側マンホール中心からの距離とする。写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。なお、調査内容は、テレビカメラによる調査に準ずるものとする。

②内径 800mm 未満

調査する場合は、マンホール内に調査員が入り、十分な照明のもとに土砂等に堆積状況、管きよの布設状況、侵入水、マンホール内のクラック、側壁・目地のずれ、足掛金物及びマンホール内の不良箇所を調査し、写真撮影（カラー）を行うものとする。写真は、調査月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

（６） 取付管調査

- ① 調査に先立ち、当該箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。
- ② 調査にあたっては、本管同様、管の破損、継手部及び局部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付け管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。
- ③ 不良箇所の表示位置は、取付けます中心からの距離とする。

（７） 巡視・点検

管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検はその項目が限られるが、面的に広範囲に渡っており、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。写真撮影（カラー）は、調査月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、10m当り 1 枚を標準とする。

（８） 音響試験

- ① 調査方法は、ハンマーによる打撃音による確認とすること。
- ② 写真撮影（カラー）は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、1 戸当たり 3 枚を標準とする。

（９） 異状時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

- （１） 受託者は、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（平成 25 年 6 月）公益社団法人日本下水道協会」により、報告書を作成し提出すること。
- （２） 調査結果をテレビモニターから DVD に収録する場合は、指定の一般用 DVD に収録すること。なお、提出する DVD 及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等をタイプ表示すること。
- （３） 調査結果の判定基準は、市川市の調査判定基準のとおりとする。
- （４） 提出する成果品として、下記の通りとする。
 - ① 報告書
 - ② 写真帳
 - ③ DVD

- ④ その他監督職員の指示するもの

第4章 その他

1. 調査の完了

- (1) 調査を完了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 受託者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 調査箇所において下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、調査の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。

管きょ（鉄筋コンクリート管）の調査判定基準

スパン全体で評価	ランク 項目		Aランク	Bランク	Cランク
	①管の腐食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	②上下方向のたるみ	内径 700mm 未満	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満
		内径 700mm 以上 1650mm 未満	内径の 1/2 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/4 未満
		内径 1650mm 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/8 以上	内径の 1/8 未満

管 1 本毎に評価	ランク 項目		a ランク	b ランク	c ランク
	③管の破損及び軸方向クラック		欠落	軸方向のクラックで幅 2mm 以上	軸方向のクラックで幅 2mm 未満
			軸方向のクラックで幅 5mm 以上		
	④管の円周方向クラック		円周方向のクラックで幅 5mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 以上	円周方向のクラックで幅 2mm 未満
	⑤管の継手ズレ		40mm 以上	20mm 以上	20mm 未満
	⑥浸入水		噴き出ている状態	流れている状態	滲んでいる状態
	⑦樹木根侵入		本管内径の 1/2 以上閉塞	本管管径の 1/2 未満閉塞	—
	⑧取付管の接合不良		土砂及び浸入水の流入がある	土砂が見えて流入が予想される状態	A、B 以外の異常（破損等）
	⑨油脂の付着		本管内径の 1/2 以上閉塞	本管管径の 1/2 未満閉塞	—
	⑩モルタル付着		内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満
	⑪取付管の突出し		本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満

※⑤は現行の下水道協会の判定基準と異なる。

管きょ（陶管）の調査判定基準

スパン全体で評価	ランク 項目	Aランク	Bランク	Cランク
	①上下方向のたれみ	内径の 1/3 以上	内径の 1/5 以上 ～1/3 未満	内径の 1/5 未満

管 1 本毎に評価	ランク 項目	a ランク	b ランク	c ランク
	②管の破損及び軸方向クラック	欠落 軸方向のクラックが管長の 1/2 以上	軸方向のクラックが管長の 1/2 未満	—
	③管の円周方向クラック	円周方向のクラックで、その長さが円周の 2/3 以上	円周方向のクラックで、その長さが円周の 2/3 未満	—
	④管の継手ズレ	30mm 以上	15mm 以上	15mm 未満
	⑤浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	滲んでいる状態
	⑥取付管の突出し	本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
	⑦接合不良・仕上不良（取付管）	全体が脱却	本管肉厚の 1/2 以上 隙間 3cm 以上	本管肉厚の 1/2 未満 隙間 3cm 以上
	⑧閉塞不良（取付管）	閉塞処理なし（土砂露出）	閉塞仕上げ不良（土嚢、ベニア板使用）	閉塞仕上げ一部無し
	⑨油脂の付着	内径の 1/2 以上閉塞	管径の 1/2 未満閉塞	—
	⑩樹木根侵入	内径の 1/2 以上閉塞	管径の 1/2 未満閉塞	—
	⑪モルタル付着	内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

※⑤は現行の下水道協会の判定基準と異なる。

可撓性管（硬質塩化ビニル管、FRPM）の調査判定基準

スパン全体で評価	ランク 項目	Aランク	Bランク	Cランク
	①上下方向のたわみ	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満

管 1 本 毎 に 評 価	ランク 項目	a ランク	b ランク	c ランク
	②管の破損及び軸方向クラック	亀甲状に割れている 軸方向のクラック	—	—
	③管の円周方向クラック	円周方向のクラックで、幅が 5mm 以上	円周方向のクラックで、幅が 2mm 以上	円周方向のクラックで、幅が 2mm 未満
	④管の継手ズレ※	26mm 以上	13mm 以上	13mm 未満
	⑤扁平	たわみ率 15% 以上の扁平	たわみ率 5% 以上の扁平	—
	⑥変形※ (内面に突き出し)	内径の 1/10 以上 内面に突き出し	内径の 1/10 未満 内面に突き出し	—
	⑦浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	滲んでいる状態
	⑧取付管の突出し	本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
	⑨油脂の付着	内径の 1/2 以上閉塞	管径の 1/2 未満閉塞	—
	⑩樹木根侵入	内径の 1/2 以上閉塞	管径の 1/2 未満閉塞	—
	⑪モルタル付着	内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

※④は現行の下水道協会の判定基準と異なる。

※⑥材料の白化が伴う変形は a ランクとする。

マンホールの判定基準

部位		点検項目	判定基準		
			Aランク	Bランク	Cランク
人孔及び柵内部	調整部	調整部状況	調整モルタル及びリングが破損・欠落	調整モルタル及びリングのずれ、クラック	調整モルタル及びリングのずれ
	斜壁	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A、B以外）
		クラック	全体がクラック（人孔全周、幅5mm以上）	部分的にクラック（人孔半周、幅2～5mm以上）	軽微なクラック（幅2mm未満）
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	滲んでいる状態
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10%以上～50%以上	内径の10%未満
	直壁 （管口部含む）	腐食	鉄筋露出 （表面pH:1程度）	骨材露出 （表面pH:3未満）	表面の荒れ （表面pH:3以上5以下）
		破損	欠落（陥没）	全体に亀裂	軽微な破損（A、B以外）
		クラック	全体がクラック（人孔全周、幅5mm以上）	部分的にクラック（人孔半周、幅2～5mm以上）	軽微なクラック（幅2mm未満）
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ
		浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	滲んでいる状態
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10%以上～50%以上	内径の10%未満
		タルミ	内径の3/4以上	内径の1/2～3/4	内径の1/2未満
	足掛金物	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生
	インバート	インバート状況	インバートが無い	部分的な欠損	—
	全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生
流下状況		油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/10～1/3の付着	管径の1/10未満の付着

マンホール蓋の判定基準

部位		点検項目	判定基準		
			Aランク	Bランク	Cランク
蓋及び路面	路面	路面状況	舗装版にクラックや欠けがあり、通行に支障を来たす	段差が生じている、擦り付けが悪く水が溜まる	蓋上部に水が溜まる、道路との擦り付けが悪い
	蓋・受枠	蓋違い・ガタツキ	開閉出来ない。	ガタツキがある	—
		蓋の損傷・劣化	蓋・受枠にクラックや欠けがある。	—	—
		蓋の摩耗	表面がツルツルして通行に支障を来たす（車・歩道部の蓋溝高さ 2mm 以下）	摩耗が大（車道部の蓋溝高さ 2～3mm 以下）	摩耗が小（歩道部の蓋溝高さ 2～3mm 以下）
		蓋の錆	—	多量発錆	少量発錆

定量調査

蓋のタイプ	
浮上防止対応の有無	有・無
鉄蓋裏製造年度	年
落下防止対策の有無	有・無
鉄蓋の摩耗量（溝高さ）	mm

測量業務共通仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、市川市の行う測量作業に適用する。

- (1) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 作業実施

測量作業は千葉県定める公共測量作業規程及び同規程に係わる運用基準により実施するものとする。

3 用語の定義

監督職員、指示、承諾及び協議とは次の各号の定義による。

- (1) 「監督職員」とは総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (2) 「指示」とは、委託者側の発議により監督職員が、受託者に対し監督職員の所握事務に関する方針、基準又は計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者側の発議により、受託者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (4) 「協議」とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (5) 「立会い」とは、共通仕様書・設計図書等に表示されたものについて、監督職員が臨場し、内容を把握することをいう。
- (6) 「検査」とは、設計図書に表示されたものについて、確認することをいう。
- (7) 「主任技術者」とは、契約の履行に必要な管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
- (8) 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。

4 主任技術者

主任技術者は、測量士であり、高度な技術及び十分な実務経験を有する者でなければならない。

5 担当技術者

- (1) 測量作業における「担当技術者」は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- (3) 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

6 測量の基準

この測量に使用する測量の基準は、監督職員の指示によるものとする。

7 支給材料

- (1) 受託者は、支給材料によって、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (2) 受託者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

8 作業確認

受託者は、主要な測量作業段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した事項については、監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

9 検査

受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を備えておくものとし、現場責任者又は主任技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

10 作業管理

- (1) 受託者は、作業実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (2) 測量現場が隣接する場所又は同一場所において別途測量がある場合には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
- (3) 受託者は、測量実施に当たり、水陸交通の妨害をしないよう、又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- (4) 受託者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

11 土地の立入り等

- (1) 受託者は、測量を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合はあらかじめ監督職員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ十分な協調を保ち、円滑な測量の進捗を期さなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- (2) 受託者は、測量実施に当たり宅地、垣根及び柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ所有者又は占有者に通知しなければならない。

ただし、所有者又は占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、所有者又は占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

- (3) 受託者は、測量実施のため植物、垣根及び柵等の伐除又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、所有者又は占有者の承諾を得て行うものとする。

この場合に生じた損失は、特記仕様書に示す事項以外受託者が負担するものとする。

12 関係官公庁その他への手続等

- (1) 受託者は、測量実施のために必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続きは監督職員と打合わせのうえ、受託者において迅速に処理しなければならない。

- (2) 受託者は関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたいときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

1 3 提出書類

- (1) 受託者は、別に示す様式により契約後、関係書類を監督職員を経て、遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

1 4 成果品

成果品の所有権はすべて委託者に属するものとし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

1 5 業務実績表の提出

業務実績表は、実際に業務にたずさわった実績を記載するものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 実施工程表
- (2) 打ち合わせ記録簿
- (3) 日報（作業内容、作業日時、作業時間、作業人数等がわかるもの）
- (4) 伝票の写し
- (5) その他監督職員が必要と認めた事項

1 6 疑義

受託者は、作業の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ、実施するものとする。

市川市下水道管路施設調査業務委託(R0701)特記仕様書

この特記仕様書は、「測量業務共通仕様書」及び「管路施設調査共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を補完するものであり、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。なお、共通仕様書及び本特記仕様書に定められていない事項については、千葉県が定めた「設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書」に準拠するものとする。また、共通仕様書の「調査職員」という用語を「監督職員」と読み替えるものとする。

1. 件名

市川市下水道管路施設調査業務委託(R0701)

2. 業務目的

本業務委託は、市川第 6-2 処理分区下水道管路施設の現況能力を把握するため、指定した管路の現状を測定し、資料として整理することを目的とする。

3. 委託場所

市川市八幡 3 丁目 6 番～南八幡 2 丁目 23 番地先（案内図参照）

4. 委託期間

契約日の翌日～令和 8 年 2 月 27 日まで

5. 添付書類

案内図（別紙 1）

調査平面図（別紙 2）

6. 業務内容

本業務の作業概要は以下のとおりとする。

6-1. 測量業務

地域：市街地（乙）

地形：平地

（1）水準点測量（対象延長 L=4.5km(別紙 1:案内図参照)）

委託範囲内における 4 級水準測量を実施する。

1) 垂直位置座標：東京湾平均海面からの高さ（T.P）

2) 範囲内の道路交点、低地部、地盤変化点の測量を行う。なお、100m あたり 5 点を標準とするが、変化点等が複数ある場合は、5 点以上計測すること。

3) 範囲内の下水道マンホール蓋天端の測量を行う。

6-2. 管路施設調査業務

（1）マンホール内目視調査（対象人孔 N=92 基(別紙 2:調査平面図参照)）

1) 調査方法

調査員がマンホール内に入り、その内部の状態を直接視覚により調査を行い、記録表の作成を行う。

2) 調査項目：人孔形状・構造、既設管種・管径、管底高、マンホール深

3) 一般交通の伴う中でマンホール蓋を開け一定時間作業を行うことから、作業前に交通管理者と協議の上、道路の使用に対し必要な許可等を受けるとともに、許可条件等の規定に基づき、交通誘導員を適切に配置し、作業中の安全を確保すること。なお、交通誘

導員の配置については、県道市川浦安線上では、交通誘導員 A 2 人／日と交通誘導員 B 1 人／日(但し、交代要員 1 人／日を含む)を見込み、その他県道・市道上では、交通誘導員 B 3 人／日(但し、交代要員 1 人／日を含む)を見込み、1 日当たり 30 箇所調査を行うことを想定している。

4) 安全確認

マンホール内で調査を行う際は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を持つ者を配置し、人孔作業者は、当該作業主任者の指示のもと作業を行うこと。入孔前に濃度測定を行い、安全を確認する。また、必要に応じ、安全確保のための措置を講じること。

6－3．打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時と成果品納入時の計 2 回を標準とする。なお、監督職員が必要と認めた場合は、規定した回数によらず打合せを実施しなくてはならない。

7．業務実施日および業務時間

(1) 業務実施日

測量業務、管路施設調査業務等の業務実施日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日および年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)を除いた、平日とする。

(2) 業務時間

原則として、測量業務、管路施設調査業務等の実施時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

8．業務における留意事項

(1) 管理全般

- ・受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら業務を進めるとともに、委託者と業務内容について打合せを行うものとする。
- ・運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。
- ・作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- ・積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- ・業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- ・業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。
- ・安全・施工・工程管理等において、「下水道施設の点検・調査マニュアル(案) 日本下水道協会(公益社団法人日本下水道協会)(以下、「点検・調査マニュアル」という。)」に基づき履行すること。また、法令等を遵守すること。
- ・マンホールに入る或いは出る際には、二人以上が現場内にいる状況のもとで行うこと。既存のステップの腐食を考慮し、安全帯や梯子を使用し、転落防止に関する細心の注意を払うこと。

・マンホールに入る際には十分な換気を行った上で、硫化水素及び酸素濃度等に測定を行い、安全を確認すること。また、調査時に管内の滞水・堆積等が確認された際には、調査職員等へ報告を行うこと。

9. 提出書類および報告書（成果品）

受託者は、業務の着手前に業務従事者の資格や必要な書類を提出するとともに、下記に示す提出書類、業務報告書（成果品）を委託期間内に提出し、検査を受けるものとする。

ただし、2 部以上提出をする書類に関して、受託者と協議し了解を得た場合に限り、1 部を除いた残りの部数を、検査職員による検査完了後に提出することも可とする。

なお、成果品の取りまとめにあたり、著作権の侵害ほか、関係法令に抵触することのないよう、確実な照査を実施すること。

（1）提出書類

- 1) 着手届
- 2) 管理技術者届（資格保有者等を証明する書類を添付すること）
- 3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届（技能講習修了書（第2種）の写しを添付すること）
- 4) 工程表
- 5) 業務計画書（照査計画書も含む）
- 6) 完了届
- 7) 納品書
- 8) 業務委託料請求書等

（2）業務報告書（2 部（A4 版ファイル綴り））

- 1) 調査位置
- 2) 調査の目的
- 3) 測量成果
- 4) マンホール調査表
- 5) 留意事項
- 6) 参考資料
- 7) 打合せ記録
- 8) 電子データ（CD-R 等で提出）
 - ① 報告書一式（オリジナルデータ（Word 形式、Excel 形式等）、PDF 形式）

受託者は、電子媒体に対しウイルスチェックを行うこと。

- ① ウイルスチェックソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを使用すること。

- ② 電子媒体の表記は次に示すとおりとする。

- ・業務名称
- ・作成年月日
- ・委託者名
- ・受託者名
- ・何枚目／全体枚数
- ・ウイルスチェックに関する情報

10. 配置技術者の規定

本業務に配置する技術者を次のとおり規定する。なお、現場代理人、主任技術者及び作業主任者は兼ねることができる。

(1) 現場代理人及び主任技術者の資格に関する要件

現場代理人及び主任技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が行う下水道管路管理総合技士または下水道管路管理主任技士の資格を有する者。

12. その他

(1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(2) 受託者は、完了検査に合格後、受託者の責に帰すべき理由により成果品等に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

(3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者および所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

(8) 受託者は、業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(9) この仕様書に定めのない事項および疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

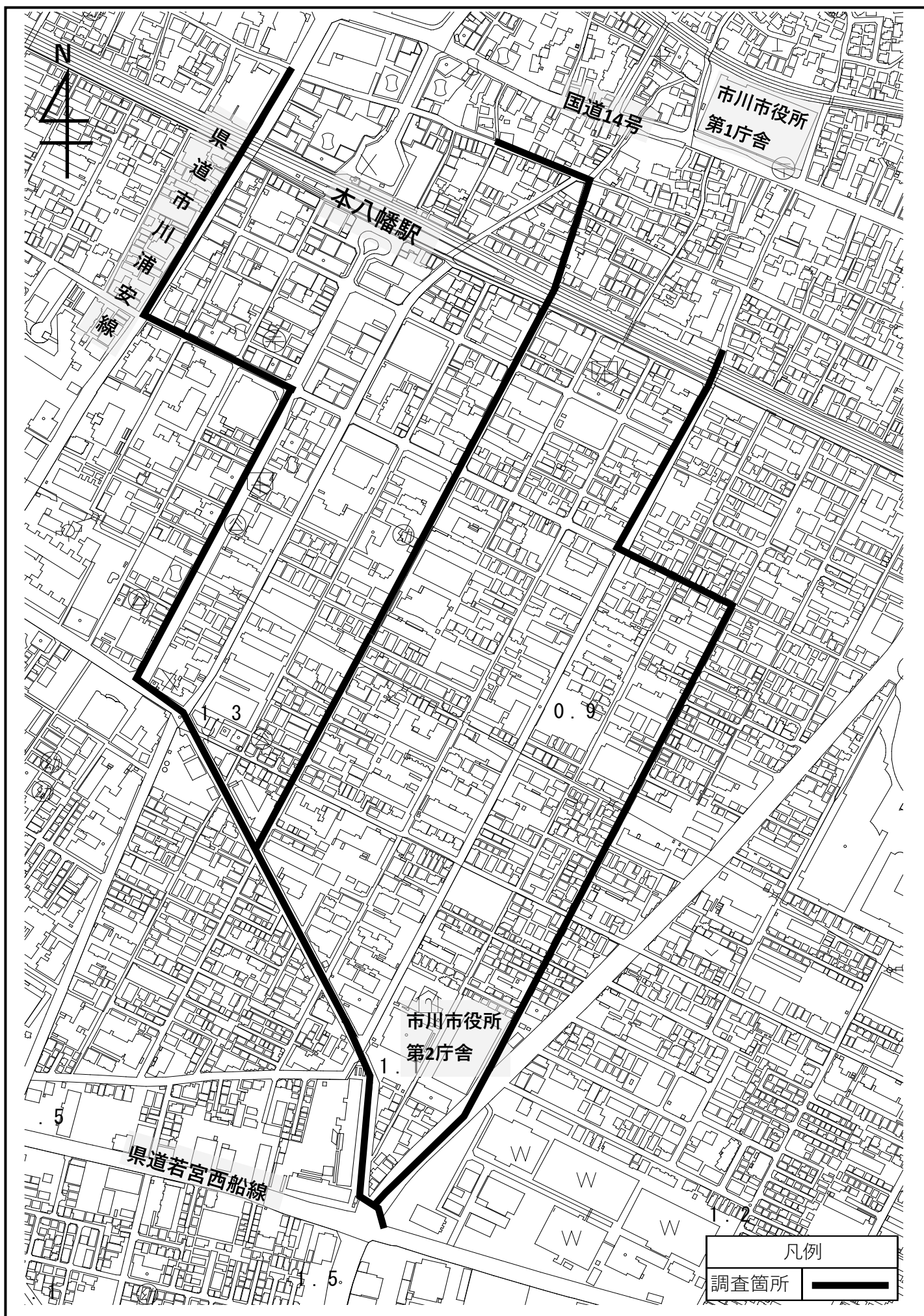
2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日



調査平面図(1)



調査平面図(2) 1 : 1500



調査平面図(3) 1 : 1500

